

財 理 第 1942 号
令和元年6月14日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省理財局長 可 部 哲 生

製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための
財務省令で定める文言の表示方法等について

今般、たばこ事業法第39条第1項（注意表示）に関し、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年財務省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、同法第11条（特定販売業者の登録）等に関する改正省令による改正後のたばこ事業法施行規則（以下「規則」という。）第36条、第36条の2及び第36条の3の運用については、改正省令の施行期日以降、下記により取り扱われたい。

なお、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言の表示方法等について（平成15年11月20日付財理第4224号）は、改正省令の施行期日の前日をもって廃止する。ただし、改正省令附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例による場合における改正省令による改正前のたばこ事業法施行規則第36条及び第36条の2の運用については、なお従前の例による。

記

- 1 容器包装を開いた際に分離される部分に規則第36条第2項に規定する文言を表示する場合は、同条第4項各号列記以外の部分、同条第10項、規則第36条の2第2項各号列記以外の部分及び規則第36条の3第2項各号列記以外の部分に規定する「容器包装を開く前及び開いた後において読みやすい」には当たらない。
- 2 規則第36条第4項第1号に規定する「一を限り設けられた部分」に、当該部分の面積に比して不相当な余白が生じている場合は、同項各号列記以外の部分に規定する「大きく」には当たらない。

3 規則第36条第4項第1号に規定する「枠又は直線」の部分は、同号に規定する「一を限り設けられた部分」の面積に含まない。

4 ある文言が規則第36条の2第1項に規定する「誤解を生じさせるおそれのある文言」に該当するか否かに関しては、その文言が容器包装に表示される際に、理財局総務課たばこ塩事業室において個別に検討することとするが、「誤解を生じさせるおそれ」があるものに関して例を挙げれば次のとおりである。

(1) 「mild」などの、一般に「弱い、柔らかい」といったイメージを持ちうる表現（形容詞、副詞、比較級、名詞等）は、特定のたばこ製品の性質・状態を表すとの誤解を与えるおそれのある場合のみならず、実際にそのたばこ製品の性質・状態を表すものである場合であっても、そのたばこ製品が他製品と比べ健康に及ぼす悪影響が小さいという誤解を生じさせるおそれのある文言となる。

[例] mild、light、tender、mellow、sweet、smooth、pianissimo

(2) たばこ製品の煙中に含まれる成分の量に関する表現については、タール量又はニコチン量が少ないとの誤解を与えるおそれのある場合のみならず、実際にタール量又はニコチン量が少ないことを表している場合であっても、特定のたばこ製品が他のいかなるたばこ製品と比べてもタール量又はニコチン量が少ないとの誤解や、そのたばこ製品が特定の又はあらゆる病気の危険性を低下させるとの誤解を生じさせるおそれがあることから、そのたばこ製品が他製品と比べ健康に及ぼす悪影響が小さいという誤解を生じさせるおそれのある文言となる。

[例] light、low、medium、pianissimo、légères